

兵庫県条例第 30 号

新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(有識者会議)

第 2 条 知事は、法第 7 条第 8 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）において準用する法第 6 条第 5 項の規定に基づき、兵庫県行動計画の案の作成及び兵庫県行動計画の変更にあたり、専門的な知識に基づく意見を聴くため、兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

2 有識者会議は、委員 15 人以内で組織する。

3 有識者会議の委員は、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 有識者会議の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 有識者会議の委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、有識者会議の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(対策本部長の意見聴取)

第 3 条 法第 23 条第 1 項に規定する兵庫県対策本部長は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、有識者会議の委員その他必要と認める者から、専門的な知識に基づく意見を聴くことができる。

(補則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正)

2 附属機関設置条例（昭和 36 年兵庫県条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表地域安全まちづくり審議会の項の次に次のように加える。

新型インフルエンザ等対策有識者会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）による行動計画の案の作成及び行動計画の変更に関する事項の建議に関する事務
-------------------	--

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 54 号の 2 を第 54 号の 3 とし、第 54 号の次に次の 1 号を加える。

(54)の 2 新型インフルエンザ等対策有識者会議

別表第 1 地域安全まちづくり審議会の項の次に次のように加える。

新型インフルエンザ等対策有識者会議	会長	日額	15,500 円
	委員	日額	12,500 円

別表第 2 地域安全まちづくり審議会の委員の項の次に次のように加える。

新型インフルエンザ等対策有識者会議の委員	職員旅費条例中 8 級の職務にある者相当額
----------------------	-----------------------

兵庫県規則第 40 号

兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例（平成 25 年兵庫県条例第 30 号）第 2 条第 6 項の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 有識者会議に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 有識者会議は、会長が招集する。

- 2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 有識者会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、有識者会議が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる有識者会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、知事が招集する。

兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議規則（平成25年兵庫県規則第40号）第4条の規定により、兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、その開催期日の7日前までに委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

(会議の公開)

第3条 会議は公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第4条 会議を開いたときは、議事の概要を作成する。

- 2 議事の概要は公開する。ただし、前条第1項ただし書に該当する場合を除く。
- 3 議事の概要の公開に当たっては、個人情報の保護に留意する。

(代理出席)

第5条 団体を代表する委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長等の承認を得て、当該団体に所属する者を代理人として出席させることができる。

(委員以外の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

附 則

この要綱は、平成25年10月15日から施行する。

兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議運営要綱第3条第2項に基づき、兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 傍聴人とは、有識者会議の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

(会議の開催の公表)

第3条 会議の開催は、事前にインターネット等により公表するものとする。公表後に変更が生じた場合も同様とする。

2 公表する内容は、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

(会議非公開の決定)

第4条 兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議運営要綱第3条第1項ただし書きによる会議の非公開については、会議において決するものとする。

(傍聴人の定員等)

第5条 傍聴人の定員は10人とし、会場に傍聴席を設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、会長は別に定員を決めることができる。

(傍聴の申出等)

第6条 傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付に申し出の上、傍聴申出書（様式第1号）に所要事項を記入しなければならない。

2 傍聴の受け付けは先着順で行い、定員になり次第受け付けを終了する。

3 傍聴人は事務局職員の指示に従い、会議室に入室するものとする。

(傍聴証の着用)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴証（様式第2号）の交付を受け、これを着用しなければならない。

(傍聴証の通用期限)

第8条 傍聴証は、交付当日に限り通用する。

(傍聴席)

第9条 傍聴席は、会長がこれを指定する。

(傍聴できない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議室に入室することができない。

(1) 棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

- (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメット類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（第11条第4号ただし書の規定により、有識者会議の許可を得た者を除く。）
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
 - (7) 酒気を帯びていると認められる者
 - (8) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 会長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、事務局職員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
 - 3 会長は、前項の規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。
 - 4 児童及び乳幼児は会議を傍聴することができない。ただし、同伴者が会長の許可を得た場合はこの限りでない。

（傍聴人が守るべき事項）

第11条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) はち巻きをするなど、示威的行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会議室において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、写真撮影等許可願（様式第3号）により申し出、会長が認めた場合はこの限りでない。
- (5) 会議室において、携帯電話、無線機等を使用しないこと。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (7) その他、会議の支障となる行為をしないこと。

（会議の秩序の維持）

第12条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、会長又は事務局職員の指示に従わなければならない。

- 2 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、会長は、退室を命じることができる。

（傍聴人の退室）

第13条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合は速やかに退室しなければならない。

- (1) 会議が非公開と決せられたとき
 - (2) 前条第2項の規定により退室を命じられたとき
- 2 前条第2項の規定により退室を命じられた者は、当日再び傍聴することはできない。

（報道関係者の取扱い）

第14条 報道関係者は、第5条から第7条までの規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

- 2 第9条から前条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月15日から施行する。